

立川市学校給食における食物アレルギー対応方針（概要版）

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

<学校給食における食物アレルギー対応の大原則>

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ・教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

（文部科学省『学校給食における食物アレルギー対応指針』より）

2 食物アレルギー対応委員会の設置

学校長を責任者とし、関係者で組織する「食物アレルギー対応委員会」を校内に設置する。

- 1) 設置例 校長（対応の総括責任者）
副校長（校長補佐、指示伝達、外部対応）
教務主任・主幹教諭（副校長補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
給食主任（学校内での給食に関する調整、各学級における給食時間の共通指導徹底）
関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

3 食物アレルギー対応の基本的な内容

- 1) 対応食品
鶏卵、うずらの卵、牛乳・乳製品、桃、パイナップル、りんご、いか、えび、かに、たこ、たらこ、ごま
- 2) 対応内容
除去食：原因食物を給食から除いて提供する（原則）
代替食：除去した原因食物に対して何らかの食材を代替して提供する
弁当対応：自宅から弁当を持参する。特に、原因食物が多岐にわたる場合、または微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合などは「完全弁当対応」となる。
- 3) 使用しない食品
そば、ピーナッツ、くるみ、アーモンド、カシューナッツ

4 食物アレルギー対応の手順

- 1) 食物アレルギー児童生徒の把握
「新1年生（入学前／就学時健診時）」、「進級時（毎年度更新）」、「転入時」、「新規発症時」の各時点で、所定の様式を保護者に配布し、食物アレルギーの有無を確認・把握する。
- 2) 対象者の決定
 - ① 保護者が「学校生活管理指導表」と「アレルギー等による特別給食確認書」を学校に提出する。
 - ② 学校関係職員（学校長・副校長・養護教諭・担任・給食主任・栄養士（調理場から学校に訪問）等）が保護者と面談を行い、学校や調理場の状況と対応を説明し、対応できる内容を確認する。
 - ③ 具体的な対応方法を検討し、個々の食物アレルギーの状況に応じた給食対応の詳細を決定する。

3) 保護者とのアレルギー対応食の確認

- ① 個別の対応を記載した書類（アレルギー食対応表等）を調理場から学校を通じて保護者に送付する。
- ② 保護者は対応内容を確認後、提供された書類を学校を通じて調理場へ提出する。
- ③ 確定した「アレルギー食対応表」の写しを学校を通じて保護者に送付する。

5 給食提供の手順（調理場での対応）

1) 対応内容の記載

栄養士と調理担当者は、アレルギー対応の内容（クラス名・児童生徒名・食品名等）を帳票に記載する。

2) 事前の確認

栄養士と調理担当者は、帳票に記載されたアレルギー対応内容を事前にダブルチェックする。

3) 当日の確認

栄養士と調理担当者は、当日調理作業開始前にアレルギー対応の内容を確認する。

4) 調理作業

「食物アレルギー対応実施手順書」に基づいてアレルギー対応食を調理し提供する。

5) 配送

「食物アレルギー対応実施手順書」に基づいてアレルギー対応食を学校に配送する。

6 学校での対応

学校は、「学校アレルギー事故を100%防止するために」に基づいて配膳する。

学級担任は、対象児童生徒の保護者の了承を得たうえで、学級の他の児童生徒に対して食物アレルギーに関する正しい知識と対象者の安全への配慮を共有できるように指導する。

※配膳時の確認手順は、参考資料「学校アレルギー事故を100%防止するために」を参照。

7 食物アレルギー対応の解除

1) 保護者は、医師の診断による「学校生活管理指導表」または保護者が記入した「アレルギー等による特別給食の解除届」を学校へ提出する。

2) 学校は、保護者との面談により、医師の指導内容や家庭における原因食物の摂取状況を把握・確認し、食物アレルギー対応委員会で解除の可否を検討・決定し、調理場へ連絡する。

8 学校での緊急時の対応

学校は、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都）のチェックシートに基づき対応する。

また、平時から「保護者からの情報把握・共有」、「校内の役割分担の決定とシミュレーションの実施」、「エピペン及び内服薬の管理」、「AEDの管理」、「校内研修の実施」、「家庭における対象児童生徒への指導」、「すべての事故、ヒヤリハット事例の報告」に努める。

9 教育委員会の取組

教育委員会は、「学校との情報共有」、「研修の実施」、「医療機関との連携の検討」、「保護者への理解・啓発」に努める。

10 対応方針の見直し

教育委員会は、最新の知見や国・東京都の動向を注視しながら、子どもにとって安全・安心で充実した学校生活を目指し、今後も必要に応じて本方針を見直す。

※令和5年2学期の新調理場の供用開始に向けて「対応方針」の見直しについて、内部検討している。